

総務



新居浜租税教室推進協議会
令和元年度 税に関する作品入賞者表彰式



税に関する作品展（令和元年11月10日～15日）

総務

1 市庁舎

(1) 本庁舎		敷地面積	2万546.33㎡
所在地	一宮町一丁目5番1号 ☎65-1234	駐車場	収容台数約206台(来客用及び大型バス2台分含む)
沿革	昭和12年11月開庁(旧新居浜町役場庁舎使用) 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁 令和2年3月26日消防防災合同庁舎完成	(本庁舎) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建
		建築面積	3,607.48㎡
		延床面積	1万5,235.94㎡
		建物の高さ	36.4m
		建設事業費	30億1,000万円(建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円)
		(消防防災合同庁舎) 構造	鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造地上6階建
		建築面積	2,122.82㎡
		延床面積	8,085.00㎡ (訓練棟・土のう置場含む)
		建物の高さ	27.2m
		建設事業費	56億3,289万円

(2) 支所庁舎

区分	上部支所	川東支所	別子山支所
所在地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲482番地の3 ☎64-2011
敷地面積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建築年月日	昭和55年3月29日(新築)	昭和54年3月25日(新築) 昭和61年2月12日(増築)	昭和35年(別子小学校弟地分校として新築、昭和41年から別子山村役場として使用) 昭和57年、昭和63年、平成3年(増築)
建設事業費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 -	建設費 1億4,965万円 -

(3) 本庁舎及び消防防災合同庁舎案内図

(本庁舎)

(消防防災合同庁舎)

6階
(議事堂)

5階

4階

3階

2階

1階

地階

議場傍聴席																		
議事課	議会事務局	記録室	議会図書室	議会資料室	議員応接室1・2	議員控室	正副議長応接室	正副議長室	議員全員協議会室	委員1・2・3・4	議場							
ICT戦略課	企業企画部	選挙管理委員会	事務局	農業委員会	監査委員	監査委員室	教育課	・人権教育課 ・学校教育課	・文化振興課 ・社会教育課	・スポーツ振興課 ・農地整備課	・市民環境部 ・教育委員会	・市民環境部 ・危機管理課	災害対策本部室					
建築指導課	建築住宅課	用地課	道路課	国土調査課	都市計画課	建設部	土地開発公社	面談コーナー	・運輸観光課 ・産業振興課	・農林水産課 ・農地整備課	・経済部 ・契約課	・河川水路課	・建設部 ・下水道建設課	・企業総務課 ・企業経営課	上下水道局			
記者クラブ	・別子銅山文化遺産課	・地方創生推進課	・財政政策課	・総合政策課	・秘書広報課	企画部	副市長室	副市長室	市長室	行政資料室	・総務課 ・人事課	・予防課	・消防課	・消防本部				
・市史編さん室	・総務部	・債権管理課	・資産税課	・市民税課	・収税課	・管財課	・総務部	・地域包括支援センター	福祉部	消費生活センター	市民相談コーナー	面談コーナー	法務局窓口	・男女共同参画課 ・地域コミュニティ課	・環境保全課	・市民環境部	防災センター	北消防署
・市民環境課	・市民環境部	・おくやみコーナー	・東案内	・総合案内	・授乳室	・キッズコーナー	・国保課	・生活福祉課	・地域福祉課	・介護福祉課	・子育て支援課	・福祉課	・子ども保育課	・福祉課	・出納室	伊予銀行新居浜市役所出張所	防災センター	北消防署
										売店	食堂							
										(休日・夜間受付)								

2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(2.3.31 現在・単位：㎡)

区 分		土地(地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	25,424	185	20,482	20,667	
	その他の 行政機関	(消 防) 施 設	14,668	27	12,160	12,187
		そ の 他 の 施 設	688,623	168	59,238	59,406
	公 共 用 財 産	学 校	470,626	1,893	165,284	167,177
		公 営 住 宅	227,760	6,066	119,579	125,645
		公 園	880,695	2,573	5,705	8,278
		そ の 他 の 施 設	1,086,330	5,798	109,596	115,394
	小 計	3,394,126	16,710	492,044	508,754	
普通財産	山 林	48,117,576	188	30	218	
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般	292,957	5,359	26,702	32,061	
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地	44,782	0	0	0	
	小 計	48,455,315	5,547	26,732	32,279	
合 計		51,849,441	22,257	518,776	541,033	

(2) 物 権

(2.3.31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,437
借 地 権	195,471
無 償 借 地 権	99,893
合 計	364,801

(3) 有価証券

(2.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	132,300

(4) 出資による権利

(2.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
全 国 漁 業 信 用 基 金 協 会	2,100
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福) 新 居 浜 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	2,512
上 下 水 道 局	400,000
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
(公財) 愛 媛 の 森 林 基 金	14,618
(公財) え ひ め 海 づ く り 基 金	13,472
(公財) 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
(公財) え ひ め 産 業 振 興 財 団	17,913
(公財) 愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
(一財) 日 本 立 地 セ ン タ ー テ ク ノ ポ リ ス 債 務 保 証 基 金	3,135
(公財) え ひ め 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
(公財) 愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
(一財) 愛 媛 県 廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー	547
(公財) え ひ め 農 林 漁 業 振 興 機 構	16,834
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
(公財) 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
(公財) 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	993,660

(5) 基金 (2.3.31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	30,832
奨 学 資 金 貸 付 基 金	99,672
青 野 記 念 奨 学 基 金	72,525
し ら う め 入 学 準 備 金 貸 付 基 金	52,163
財 政 調 整 基 金	4,558,464
体 育 施 設 建 設 基 金	696,334
平 尾 墓 園 管 理 基 金	79,972
文 化 振 興 基 金	821,542
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	9,509
減 債 基 金	608,108
図 書 館 図 書 整 備 基 金	35,970
地 域 福 祉 基 金	355,419
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	2,619
国 際 交 流 基 金	31,356
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,299
ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 対 策 基 金	10,108
国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	310,629
介 護 給 付 費 準 備 基 金	815,795
浮 川 健 康 づ くり 基 金	50,944
公 共 施 設 整 備 基 金	497,745
別 子 山 振 興 基 金	301,867
災 害 対 策 基 金	138,808
こ ど も 夢 未 来 基 金	51,508
合 併 振 興 基 金	1,509,903
あ か が ね 基 金	206,565
環 境 保 全 基 金	72,166
も の づ くり 産 業 振 興 基 金	97,202
美 術 品 購 入 基 金	112,564
合 計	11,640,588

(債権額等含む)

財政調整基金	令和2年5月29日	1,560,000千円	取崩し
平尾墓園管理基金	令和2年5月29日	7,126千円	取崩し
地域福祉基金	令和2年5月29日	40,361千円	取崩し
国際交流基金	令和2年5月29日	3,000千円	取崩し
ふるさと・水と土保全対策基金	令和2年5月29日	49千円	取崩し
介護給付費準備基金	令和2年5月29日	55,378千円	取崩し
公共施設整備基金	令和2年5月29日	149,215千円	取崩し
別子山振興基金	令和2年5月29日	11,962千円	取崩し
こども夢未来基金	令和2年5月29日	439千円	取崩し
合併振興基金	令和2年5月29日	47,856千円	取崩し
あかがね基金	令和2年5月29日	32,716千円	取崩し
環境保全基金	令和2年5月29日	13,040千円	取崩し
ものづくり産業振興基金	令和2年5月29日	18,693千円	取崩し

3 債 権 管 理

地方分権改革により国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理に向けた方針・手法について検討・実施している。

(1) 新居浜市債権管理条例

債権管理の基本は法令遵守であり、地方自治法や各種関係法令、また平成27年度に「市民負担の公平性及び財政の健全性の確保」を目的に制定した新居浜市債権管理条例の規定に従い、市の債権を適正に管理する。

(2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的としている。

(3) 強制徴収債権の滞納整理

税外債権で、市税の徴収と同様に自力執行権のある債権については、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう、債権管理課が支援・助言を行っていく。特に公売手続きが必要な案件について、債権所管課から債権管理課が移管引き受けし、債権回収を進めている。

(4) 非強制徴収債権の滞納整理

自力執行権のない非強制徴収債権のうち、滞納額及び件数の多いことから指定した重点滞納債権を中心に、債権管理課と所管課との共同処理により、少額訴訟等の法的措置を実施するなど、債権回収を進めている。

(1) 平成30年11月22日 共同処理開始分

(2.3.31 現在)

債権名 (担当課)	共同処理		訴訟提起 件数	回収結果	
	件数	金額		件数	金額
市営住宅家賃・共益費(建築住宅課)	10件	6,228,839円	0件	8件	2,396,985円
災害援護資金貸付金(地域福祉課)	1	1,871,250	0	1	135,000
損害賠償金(学校教育課)	2	1,050,000	0	2	240,000
合計	13	9,150,089	0	11	2,771,985

(2) 令和元年12月3日 共同処理開始分

(2.3.31 現在)

債権名 (担当課)	共同処理		訴訟提起 件数	回収結果	
	件数	金額		件数	金額
市営住宅家賃・共益費(建築住宅課)	14件	11,294,936円	0件	4件	975,000円
生活保護費徴収金(生活福祉課)	2	9,782,203	0	0	0
合計	16	21,077,139	0	4	975,000

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区分		年度	29	30	令和元
工事請負契約	市内業者	件数	342 (2)	301	313
		金額	5,818,052 (1,759,644)	3,847,280 (208,008)	5,241,085 (83,542)
	市外業者	件数	36 (3)	40 (1)	40 (4)
		金額	4,347,043 (2,273,724)	1,722,893 (485,352)	1,158,446 (159,393)
	小計	件数	378 (5)	341 (1)	353 (4)
		金額	10,165,095 (4,033,368)	5,570,173 (693,360)	6,399,531 (242,935)
物品購入契約		件数	3,091	3,256	3,520
		金額	237,343	300,431	504,417

注1：()内件数は共同企業体

注2：()内金額は出資比率による。

注3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4：工事請負契約は、上下水道局(水道局)及び港務局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(2.4.1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等		納税義務者						
個 人 市民税	均等割	定額 3,500円	57,790人 (令和元年度)						
	所得割	6.0%							
法 人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	20 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	10 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	193 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	24 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	149 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	46 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	509 社					
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	24 社					
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,645 社					
		合 計		3,620 社					
法人 税割	$\frac{12.1}{100}$								
軽 自 動 車 税	原動機付自転車			(課税台数)					
	ア 第1種原付50cc以下		年額 2,000円	9,021台					
	イ 第2種原付(乙)50cc超90cc以下		年額 2,000円	882台					
	ウ 第2種原付(甲)90cc超125cc以下		年額 2,400円	2,094台					
	エ ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)		年額 3,700円	84台					
	軽自動車及び小型特殊自動車								
	ア 2輪のもの		年額 3,600円	1,148台					
	イ 3輪のもの	}	(新税率)	年額 3,100円	0台				
			(重課税率)	年額 3,900円	0台				
			(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 4,600円	1台				
			(" 50%軽減)	年額 1,000円	0台				
			(" 25%軽減)	年額 2,000円	0台				
			ウ 4輪以上のもの	}	乗用のもの	}	営業用	年額 3,000円	0台
							(新税率)	年額 5,500円	2台
							(重課税率)	年額 6,900円	1台
							(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 8,200円	2台
							(" 50%軽減)	年額 1,800円	0台
	(" 25%軽減)	年額 3,500円			0台				
	自家用	年額 5,200円			1台				
	(新税率)	年額 7,200円			15,687台				
	(重課税率)	年額 10,800円			8,445台				
	(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 12,900円			7,417台				
	(" 50%軽減)	年額 2,700円	0台						
(" 25%軽減)	年額 5,400円	234台							
貨物用のもの	}	営業用	}	(新税率)	年額 8,100円	1,089台			
				(重課税率)	年額 3,000円	70台			
				(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 3,800円	49台			
				(" 50%軽減)	年額 4,500円	46台			
				(" 25%軽減)	年額 1,000円	0台			
		自家用	年額 1,900円	0台					
		(新税率)	年額 2,900円	3台					
		(重課税率)	年額 4,000円	3,631台					
		(グリーン化特例(軽課)75%軽減)	年額 5,000円	2,418台					
		(" 50%軽減)	年額 6,000円	3,973台					
(" 25%軽減)	年額 1,300円	0台							
エ 農耕作業用自動車		年額 2,500円	0台						
オ ボートトレーラー		年額 3,800円	92台						
カ その他のもの		年額 2,400円	98台						
キ 2輪の小型自動車		年額 3,600円	35台						
		年額 5,900円	113台						
		年額 6,000円	1,727台						
			計 58,363台						

税目	区 分 ・ 税 率 等	納税義務者
市たばこ税	1,000本につき5,692円	7社
入湯税	1人1日について150円	1社
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)	48,923人
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$	36,830人
特別土地保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数 (課税状況調)

市民税

ア 個人

(令和元.7.1現在・単位：人)

区分	年	27	28	29	30	令和元
普通徴収		8,317	7,486	8,770	6,823	4,739
特別徴収(給与)		39,099	39,720	39,158	39,629	41,460
特別徴収(年金)		9,187	9,640	9,277	11,039	11,591
計		56,603	56,846	57,205	57,491	57,790

イ 法人

(令和元.7.1現在・単位：社)

区分	年	27	28	29	30	令和元
法人均等割納税義務者数		3,497	3,547	3,559	3,636	3,620

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

(2.4.1現在)

区分	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計
地積	評価総地積 (㎡)	7,793,059	5,912,609	25,141,111	28,058	60,532,638	104,600	4,124,076	103,636,151
	法定免税点以上(㎡)	6,969,752	4,631,305	24,946,226	20,152	58,064,098	91,107	4,012,198	98,734,838
決定価格	総額 (千円)	1,508,567	1,233,986	475,298,188	57,673	917,784	3,168	29,224,431	508,243,797
	法定免税点以上(千円)	1,434,715	1,186,469	473,623,546	57,438	878,999	2,580	29,037,728	506,221,475
課税標準額 (千円)		1,264,222	932,998	193,996,652	40,520	917,784	2,949	20,095,298	217,250,423
筆数	評価総筆数	12,876	12,177	116,163	33	8,806	216	10,403	160,674
	法定免税点以上	11,313	8,968	113,527	25	6,882	170	8,662	149,547
単価 当り 価格	平均価格 (円/㎡)	194	209	18,905	2,055	15	30	7,086	4,904
	最高価格 (円/㎡)	37,541	33,761	77,993	13,762	48	8,195	77,741	77,993

イ 家屋

(2.4.1現在)

区 分	総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 ($\frac{B}{A}$)	
納 税 義 務 者 (人)	43,517	4,138	39,379	90.49	
棟 数	木 造	54,844	4,762	50,082	91.32
	木造以外	19,302	268	19,034	98.61
	計	74,146	5,030	69,116	93.22
床 面 積 (㎡)	木 造	4,770,803	267,279	4,503,524	94.40
	木造以外	4,629,083	5,692	4,623,391	99.88
	計	9,399,886	272,971	9,126,915	97.10
決定価格 (千円)	木 造	100,484,557	363,378	100,121,179	99.64
	木造以外	154,987,255	19,932	154,967,323	99.99
	計	255,471,812	383,310	255,088,502	99.85
単価当り 価格 (円/㎡)	木 造	21,062	1,360	22,232	—
	木造以外	33,481	3,502	33,518	—

ウ 償却資産

(2.4.1 現在)

区分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			課税標準の特 例規定の適用 を受けるもの	左記以外のもの	
市決 長定 がし 価た 格も をの	構 築 物	38,966,536	38,320,380	310,859	38,009,521
	機 械 及 び 装 置	137,271,375	133,111,307	2,436,182	130,675,125
	船 舶	3,028,968	1,971,255	1,057,714	913,541
	車 両 及 び 運 搬 具	924,596	924,596		924,596
	工 具 器 具 備 品	14,416,473	14,360,939	18,654	14,342,285
	小 計 (イ)	194,607,948	188,688,477	3,823,409	184,865,068
法条 第三 関八 九係	総 務 大 臣	31,929,217	29,984,063		
	県 知 事	53,149	53,053		
	小 計 (ロ)	31,982,366	30,037,116		
合 計 (イ) + (ロ)	226,590,314	218,725,593			

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況 (滞納繰越分含む)

(単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
27	19,855,434	19,264,958	97.03 %
28	19,167,450	18,628,883	97.19
29	19,622,272	19,170,546	97.70
30	19,151,390	18,742,327	97.86
令和元	19,935,199	19,566,712	98.15

イ 令和元年度税目別収納状況

(単位：千円)

税 目	調 定 額	収 納 額	収 納 率	
市 民 税	個 人	5,997,742	5,900,812	98.38 %
	法 人	1,687,085	1,683,077	99.76
	小 計	7,684,827	7,583,889	98.69
固 定 資 産 税	9,765,035	9,549,510	97.79	
交 付 金	11,431	11,431	100.00	
特別土地保有税	0	0	—	
軽 自 動 車 税	軽自動車税	413,432	389,328	94.17
	環境性能割	2,870	2,870	100.00
	小 計	416,302	392,198	94.21
市 た ば こ 税	809,638	809,638	100.00	
入 湯 税	483	483	100.00	
都 市 計 画 税	1,247,483	1,219,563	97.76	
総 計	19,935,199	19,566,712	98.15	

6 職 員

(1) 職員数

(2.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	615	400	212			612
上下水道局	68	26	38			64
消防長の事務部局	164	137				137
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	109	47	12	22	12	93
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	6	2				2
合 計	986	633	262	22	12	929

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(2.4.1 現在)

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
代表的な職名	部 長	次 長	課 長 主 幹 技 幹	副課長	係 長 主 査	主 任	上級主事	主 事	
職員数(人)	9	32	48	91	137	58	67	58	500
構成比(%)	1.8	6.4	9.6	18.2	27.4	11.6	13.4	11.6	100.0

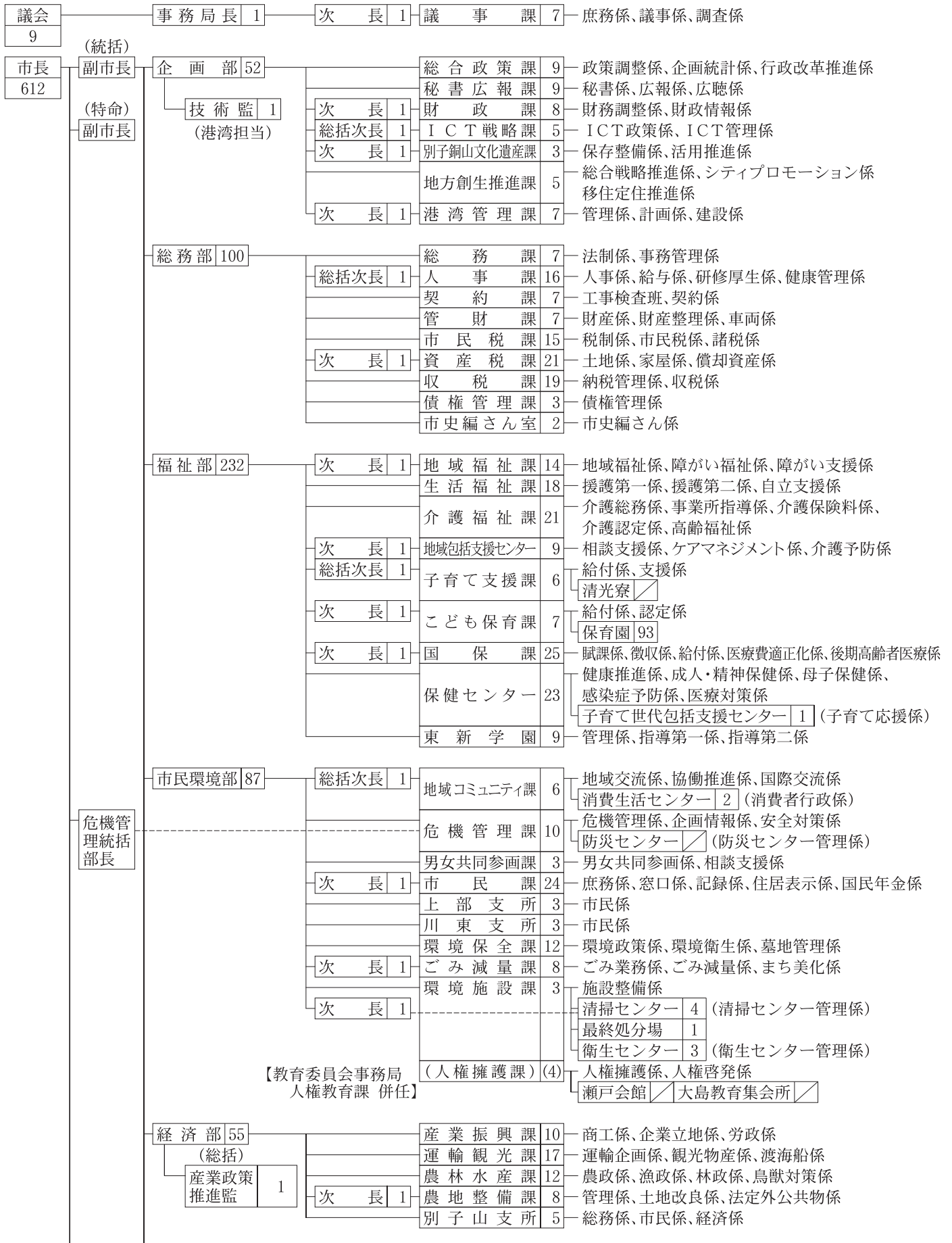
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

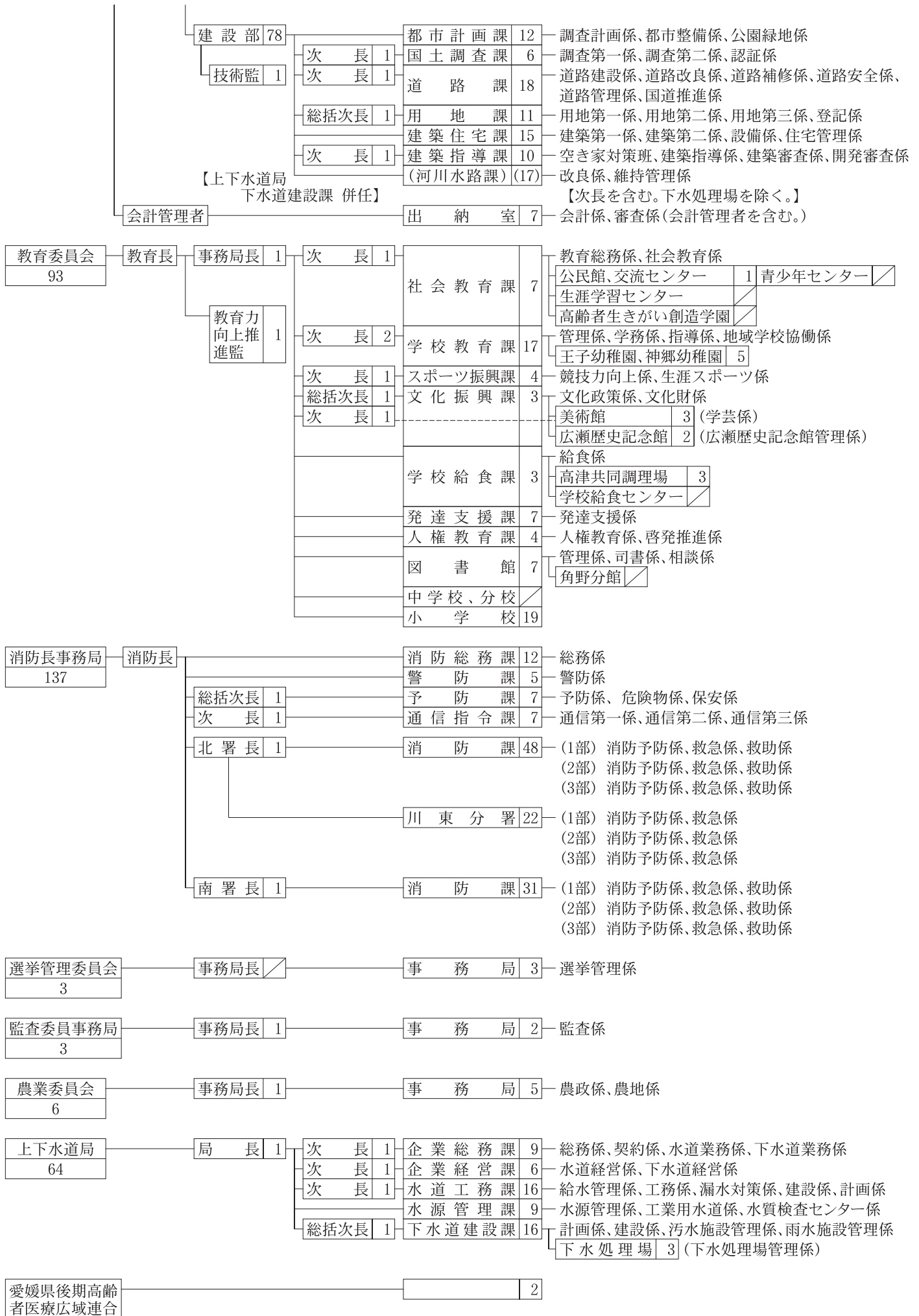
注2：再任用職員(短時間は除く。)を含む。

7 行政機関と職員数・機構(組織)改革の変遷

(1) 行政機関と職員数

(2.4.1 現在)





(2) 機構(組織)改革の変遷

部制を採用した昭和37年4月から現在までの組織・機構改革の主なものは次のとおりである。

- 37. 4. 1 部制スタート
- 42. 4. 1 民生経済部を民生部と経済部に分離
- 47. 4. 1 係長制を廃止し主任制を採用。人事部、税務部、環境部を設置
- 48.10. 1 電算準備事務局を設置
- 49.10. 1 副課長制の採用
- 55. 2. 1 人事部を市長公室に、税務部を総務部に統合。民生部を分離して福祉部と市民部に、また建設部を分離して建設部と開発部とした。
新しく総務担当制を導入するとともに小課の18課を10課に統合した。
- 55. 4. 1 福祉部上部老人福祉センターの設置
- 57. 4. 1 担当主任制を廃止し、係長制を復活、技幹制の採用。福祉部瀬戸会館及び瀬戸児童館の設置
- 57.10. 1 建設部国道対策室の設置
- 58. 4. 1 市民部住居表示対策室、福祉部川東老人福祉センターの設置
- 59. 4. 1 福祉部川東児童センター、経済部勤労者体育センター、環境部斎場の設置
- 59.10. 1 環境部保健センターの設置
- 60. 4. 1 経済部南部観光開発推進室の設置、企業誘致係、婦人対策係の設置、福祉部川西老人福祉センターの設置
- 61. 4. 1 市長公室市政調査室の設置、緑化推進係など4係の設置。車両課を管財課に、住居表示対策室を市民課に統合。また国民健康保険課と国民年金課を統合して保険年金課とした。
庶務課を秘書課に、開発課を企業誘致課に名称変更
- 61. 8. 1 市民文化センター等文化施設、市民体育館等体育施設を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
- 62. 4. 1 福祉部中央児童センター、川東老人福祉センター等を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託
福祉部上部児童センターの設置
- 63. 4. 1 市長公室を企画調整部に、総務部を財務部に、福祉部を社会福祉部に、市民部を市民生活部に、環境部を保健環境部に、経済部を産業振興部に、建設部を都市整備部に名称変更。開発部の廃止。都市整備部に下水道局、用地対策局を設

置。総務担当制の廃止。総括次長・主幹制の採用。水道局の技能労務職員の職種換え。

- 課(室)の所属、名称、所管等の変更
- 出納室の設置
- 元. 4. 1 社会福祉部上部児童センターを社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に委託。主幹・技幹の決裁権のライン化
- 2. 4. 1 商業高等学校を県立に移管。婦人センター・働く婦人の家の設置、区画整理係の設置
- 3. 4. 1 政策研究室を企画調整課に統合
端出場温泉保養センターの設置
社会教育課を生涯学習課に、中央公民館を生涯学習センターに変更
- 4. 4. 1 下水道部、地域開発室の設置、用地対策局の廃止、職員研修所、女性政策課の設置、都市計画課を都市計画課と区画整理課に、道路課を道路建設課と道路管理課に分離、企業誘致課、監理課の廃止、課の名称、所管の変更等
- 4.10. 1 別子銅山記念図書館の設置
- 5. 4. 1 工事検査係、最終処分場の設置
- 6. 4. 1 新居浜学園の廃止、くすのき園の設置、東平記念館の設置、清掃センターに管理第一係、管理第二係を設置
- 7. 4. 1 社会福祉部と保健環境部の健康推進部門を統合、地域開発室を廃止し都市整備部と統合、保険年金課を国保課と国民年金課に、健康環境課を健康推進課と環境交通課に分離統合、課の名称、所管の変更等
- 8. 4. 1 地域開発課の廃止、都市整備部を都市開発部に、区画整理課を都市開発課に名称変更、選挙管理委員会事務局を企画調整部行政管理課と併任、広報相談課にボランティア係を設置、総合福祉センターの設置
- 9. 4. 1 商業振興センターの設置、広瀬歴史記念館の設置、水道局水源管理課に水質検査係を設置、市民福祉会館を市民文化センターに変更
- 10. 4. 1 市民生活部と環境部を統合し、市民環境部を設置。広報相談課を廃止し、企画調整部に生涯学習課を設置。情報管理課を行政管理課に統合。商工労政課と観光物産課を統合し、商工観光課を設置。課の名称、所管の変更等

- 総合福祉センターを社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託。
- 女性センター・働く婦人の家を財団法人新居浜市文化体育振興事業団に委託
11. 4. 1 高齢福祉課に介護保険料係と介護認定係を設置等
12. 4. 1 高齢福祉課を介護福祉課に、女性政策課を男女共同参画課に名称変更し、消防署を3部交替勤務制に移行した。
13. 4. 1 生活環境課と環境交通課を環境政策課と生活環境課に再編し、学校給食課を設置。
14. 4. 1 国民年金課を廃止し、市民課国民年金係として市民課に統合。東新学園に指導第一係、指導第二係を設置。
15. 4. 1 企画調整部を企画部に、財務部を総務部に、保健福祉部を福祉部に、産業振興部を経済部に、都市開発部を建設部に名称変更。市民環境部を市民部と環境部に分離し、下水道部を環境部に統合。経済部に別子山支所を設置。課(室)の所属、名称、所管等の変更。
16. 4. 1 企画部に産業遺産活用室、福祉部に子育て支援室、市民部に市民安全室、経済部に中小企業振興室を設置。都市計画課の開発審査係を建築課に移管。広報相談課の交通安全係を交通災害共済係に名称変更。企画部総合政策課に芸術文化推進係を新設。くすのき園を民間委託。
17. 4. 1 子育て支援室を廃止し、児童福祉課に統合。児童福祉課の母子児童係を子育て支援係に名称変更。選挙管理委員会事務局を企画部情報政策課と併任。
18. 4. 1 行政改革推進室を廃止し、企画部に行政改革推進課を設置。企画部に駅周辺整備室を設置。市民安全室を廃止し、総務部に防災安全課を設置。福祉部介護福祉課に地域包括支援センターを設置。企画部エコ推進課(H15.4.1設置)を廃止し、環境部環境施設課と統合し、ごみ減量課に名称変更。経済部に運輸観光課を設置。中小企業振興室を廃止し、商工労政課に統合。市営住宅の管理事務を建設部建築課に移管し、建築住宅課に名称変更。建設部に建築指導課を設置。
19. 4. 1 産業遺産活用室を廃止し、別子銅山文化遺産課を設置。
20. 4. 1 環境部の環境保全、廃棄物、衛生関連部門を生活環境課、ごみ減量課の2課体制から環境保全課、ごみ減量課、環境施設課の3課体制に再編。教育委員会事務局に発達支援準備室を新設。
21. 4. 1 教育委員会事務局の発達支援準備室を廃止し、発達支援課を設置。
22. 4. 1 行政改革推進課を秘書広報課に名称変更。企画部に港湾管理課を新設。総務部に債権管理対策室を新設。市民部市民活動推進課に消費生活センターを新設。北消防署に通信指令課を新設。
23. 4. 1 駅周辺整備室を総合文化施設準備室に名称変更。防災安全課を市民部に配置替。契約課に工事検査班を設置。福祉課を廃止し、地域福祉課と生活福祉課を設置。保健センターに精神保健係を新設。都市計画課に国土調査係を新設。体育文化課をスポーツ文化課に、水道局総務料金課を総務課に名称変更。
25. 4. 1 水道局総務課を水道総務課に名称変更。男女共同参画課に相談支援係を新設。商工労政課に企業立地係を新設。スポーツ文化課に国体準備係を新設。工務課漏水調査係を漏水対策係に名称変更。
26. 4. 1 総合文化施設準備室の施設建設係を廃止し、施設管理係、学芸係を設置。スポーツ文化課の国体準備係を廃止し、企画部に国体推進室を設置。児童福祉課を子育て支援課に、商工労政課を産業振興課に名称変更。保健センターに医療対策係を新設。区画整備課を都市計画課に統合し、駅周辺整備係を設置。スポーツ文化課のスポーツ振興係を競技力向上係に名称変更。
27. 4. 1 企画部に地方創生推進室を設置。国体推進室の競技運営係を廃止し、第一競技係、第二競技係を設置。子育て支援課の子育て支援係、母子児童係を支援係、給付係に名称変更。生活福祉課に自立支援係を新設。地域福祉課に障がい支援係を新設。

- 市民活動推進課を地域コミュニティ課に名称変更。
- 環境保全課の環境保全係、衛生係を廃止し、環境衛生係、墓地管理係を設置。
- 別子山支所の厚生係を廃止し、住民係を市民係に名称変更。
- 社会教育課に地域交流センター、大島交流センターを設置。
- 企画部総合文化施設準備室を廃止し、教育委員会に総合文化施設管理課を設置。
- 水道局工務課に計画係を新設。
- 消防本部予防課に保安係を新設。
28. 4. 1 建設部に国土調査課を設置。
- 建築指導課に空き家対策班を設置。
- 都市計画課の国土調査係、駅周辺整備係を廃止。
- 別子銅山文化遺産課の文化遺産係を廃止し、保存活用係、整備推進係を設置。
- スポーツ文化課の芸術文化係と埋蔵文化財係を廃止し、文化政策係、生涯スポーツ係を設置。
- 郷土美術館、工業試験場を廃止。
- 端出場温泉保養センターを廃止し、観光交流施設を設置。
29. 4. 1 清掃センターのリサイクル施設管理係を廃止、焼却施設管理係を管理係に名称変更。
- 学校教育課に地域学校協働係を新設。
- スポーツ文化課を廃止し、スポーツ振興課と文化振興課を設置。文化振興課に文化財係を新設。
- 総合文化施設管理課を廃止。学芸係を文化振興課に移管。
- 図書館に市史編さん準備係を新設。
30. 4. 1 国体推進室を廃止。
- 地方創生推進室を廃止し、地方創生推進課を設置。
- 債権管理対策室を廃止し、債権管理課を設置。
- 図書館の市史編さん準備係を廃止し、総務部に市史編さん室を設置。
- 地域包括支援センターの包括支援係を廃止し、相談支援係、ケアマネジメント係を設置。
- 保健センターの成人保健係と精神保健係を廃止し、成人・精神保健係を設置。
- 保健センターに子育て世代包括支援センターを設置、子育て応援係を新設。
- 下水道管理課に総務係を新設。
- 農林水産課に鳥獣対策係を新設。
- 国土調査課に認証係を新設。
31. 4. 1 地域包括支援センターを介護福祉課から分離し、福祉部に設置。
- 地域コミュニティ課に国際交流係を新設。
- 環境部に河川水路課を新設。
- 環境部の公共下水道部門と水道局を再編し、上下水道局を新設。
- 上下水道局に、水道総務課と下水道管理課を再編し、企業総務課と企業経営課を設置するとともに、水道工務課、水源管理課、下水道建設課を設置。
2. 4. 1 企画部情報政策課をICT戦略課に名称変更し、システム開発係、システム管理係、情報化推進係を廃止しICT政策係、ICT管理係を設置。
- 別子銅山文化遺産課の保存活用係を保存整備係に、整備推進係を活用推進係に名称変更。
- 地方創生推進課のブランド戦略推進係を廃止し、総合戦略推進係、シティプロモーション係を設置。
- 福祉部子育て支援課(保育係、支援係、給付係)を子育て支援課(支援係、給付係)とこども保育課(給付係、認定係)に分課。
- 市民部と環境部を統合し、市民環境部を設置。
- 防災安全課を危機管理課に名称変更し、防災センターを設置。防災情報係を廃止し、企画情報係、防災センター管理係を設置。
- 環境部河川水路課を建設部に移管。
- 教育委員会に人権教育課を設置。(人権教育係、啓発推進係)
- 上下水道局下水道建設課の施設管理係を廃止し、汚水施設管理係と雨水施設管理係を設置。
- 消防本部総務警防課を消防総務課と警防課に分課。

8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名	27. 4 改正 27. 4 適用	28. 4 改正 28. 4 適用	28.12 改正 29. 7 適用
市 長	955,000	956,000	956,000
副 市 長 (統 括)	779,000	780,000	780,000
副 市 長 (特 命)	682,000	683,000	683,000
監 査 委 員	441,000	442,000	442,000
固 定 資 産 評 価 員	—	—	—
教 育 長	657,000	658,000	658,000
教 育 委 員 会 委 員	126,100	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	22,900	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	20,900	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 (非 常 勤)	250,900	250,900	250,900
監 査 委 員 (議 会 選 任)	52,100	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	62,700	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	49,100	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	44,200	44,200	41,700
農 業 委 員 会 部 会 長	49,100	49,100	—
選 挙 長	19,800	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	14,100	14,100	14,100
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 出 頭 し た 選 挙 人、 そ の 他 関 係 者	9,000	9,000	9,000
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 公 聴 会 に 参 加 し た 者 の 実 費 弁 償	9,000	9,000	9,000

注 1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注 2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(2.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
			年	月	歳	月	給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
								年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	448,382	35	9	58	6	451,600	36	1	59	9	445,200	35	1	58	2
次長相当職	41	423,973	34	5	57	1	429,900	35	1	57	10	423,600	35	1	58	2
課長相当職	42	402,736	32	4	55	0	410,000	33	1	55	10	400,100	27	1	49	5
主・技幹相当職	34	401,468	30	10	54	0	404,400	34	1	57	11	400,100	30	1	49	9
副課長相当職	145	386,637	28	7	51	0	393,000	35	1	58	8	374,600	8	1	46	11
係長相当職	153	363,764	23	2	45	2	381,000	36	1	59	9	331,500	16	1	38	5
主査相当職	103	359,893	23	10	46	5	381,000	39	1	57	0	316,400	15	1	37	7
主任相当職	113	284,835	12	1	37	5	350,000	24	1	47	0	247,900	3	1	34	0
主事相当職	258	212,399	3	11	29	11	304,200	34	1	54	3	153,900	1	1	19	5
技能労務職	22	355,995	27	2	57	3	381,000	39	1	59	11	364,600	28	1	46	9
教育職	7	419,041	27	8	51	0	433,958	32	1	54	3	396,472	26	1	48	10
計	929	322,301	18	10	42	10										

イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	150,600円
中級（短大卒）	”	163,100円
上級（大学卒）	”	182,200円

ウ ラスパイレス指数

年	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
指数	101.9	101.4	109.2	108.5	99.9	99.9	100.0	99.6	99.7	99.2
			参考値 100.9	参考値 100.3						

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

注2：「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

(3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（令和元年度）

(1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	平成31年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。 また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	34人	9日計	前期 33会議室 アビリティセンター(株) 白石香里、高岡智望 庁内講師 3市合同研修 西条市 西条市中央公民館ほか 中期 消防コミュニティ防災センター 各所属長 庁内講師 後期 マリンパーク新居浜 愛媛大学 仲道雅輝 庁内講師 産業遺産研修 別子銅山記念館ほか
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。 また、職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む)	28人	6日計	産業遺産研修 旧別子ほか 施設体験事前研修 消防コミュニティ防災センター 特別養護老人ホームふたば荘 白石正 社会福祉協議会 川口恵里奈ほか 庁内講師 特別養護老人ホーム1日間体験研修 特別養護老人ホームふたば荘ほか6施設 合同研修 消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む)	16人	1日	5階大会議室 消防コミュニティ防災センター イオン教育リーダー、庁内講師ほか
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	19人	1日	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	15人	1日	5階大会議室 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	19人	2日	消防コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 中村寛
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	24人	1日	消防コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道雅輝
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	19人	1日	消防コミュニティ防災センター 岡山理科大学 秦敬治

(2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数 人	日数 日	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「自治大学校eラーニング研修」	希望職員	6	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	66	2	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
特別研修 「プロジェクトチーム方式による 政策形成研修」	推薦職員及び希望職員	19	3	消防コミュニティ防災センター (株)インソース 青野佑一 (株)インソース 新岡達也
特別研修 「防災気象情報利活用研修」	希望職員	92	1 (2班)	5階大会議室 松山地方気象台 防災気象官 川手秀樹
特別研修 「技術職員研修」	技術職員	100	3	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
特別研修 「スキルアップ研修(選択研修)」	希望職員 (主事級及び主任級)	59	3	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
特別研修 「SDGs研修」	①係長級職員 ②希望職員	94	1	消防コミュニティ防災センター 住友化学株式会社 福田加奈子
特別研修 「SDGs研修」(幹部職員研修)	庁議メンバー	18	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
特別研修 「長期総合計画研修」	希望職員	117	1 (2班)	5階大会議室 (株)ぎょうせい 木下啓
OA研修 情報セキュリティコース マイナンバー利用事務・関係事務コース 2年目	全職員 (4年間に分けて実施)	271	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「別子銅山訪問研修」	希望職員	9	1 (3班)	旧別子ほか 庁内講師
特別研修 「ハラスメント防止研修」	管理職員	247	1 (2班)	消防コミュニティ防災センター (一財)公務人材開発協会 峰野牧人
特別研修 「情報セキュリティ等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
特別研修 「ワーク・ライフ・バランス研修 ～働き方改革推進のための取組～」	①令和元年度副課長に昇 任した職員 ②管理職員(各課所1名) ③希望職員	83	1 (2班)	消防コミュニティ防災センター S.I.Cオフィス・キャリアステーション 河野久美子
不当要求防止責任者講習	課所長	66	1	消防コミュニティ防災センター (公財)愛媛県暴力追放推進センター 講習指導員 ほか
特別研修 「これからの広報、これからのシティプロ モーション研修」	①採用後3年目までの職員 ②希望職員	88	1 (2班)	消防コミュニティ防災センター 近畿大学 加藤公代

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
校区別人権教育市民講座		404 ^人	6月～ 12月 ^日	北中学校体育館 ほか
人権・同和教育指導者養成研修	管理職員(各課所1名) 人権・同和教育主担者	116	1 (2班)	消防コミュニティ防災センター
人権・同和教育主担者研修	人権・同和教育主担者	33	1	消防コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング(基礎編)	平成29、30年度新規採用職員	49	1	消防コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング(指導者編)	主査、副課長昇任職員	36	1	消防コミュニティ防災センター
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～ 2月	各職場

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
住民行政事務能力の向上	庁内人選	1 ^人	5 ^日	千葉市
住民窓口サービスの向上	庁内人選	1	5	千葉市
行政手続と行政不服審査	庁内人選	1	5	千葉市
固定資産税課税事務(土地)	庁内人選	1	9	千葉市
子育て支援の在り方	庁内人選	1	5	千葉市
農山漁村地域の活力の創造	庁内人選	1	5	千葉市
法令実務A(基礎)	庁内人選	1	5	千葉市
生活保護と自立支援対策	庁内人選	2	5	千葉市
議会事務	庁内人選	1	5	千葉市
自治体財政運営講座	庁内人選	1	9	千葉市
スポーツを活用したまちづくり	庁内人選	1	5	千葉市
広報・広聴の効果的实践	庁内人選	1	11	千葉市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	千葉市
上下水道事業の経営管理	庁内人選	1	5	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	1	11	千葉市
文化芸術の活用による地域社会の活力の創造	庁内人選	1	5	千葉市
監査事務	庁内人選	1	9	千葉市
管理職のための組織マネジメント講座	庁内人選	1	3	千葉市
地方自治行政とリーガルマインド	庁内人選	1	5	千葉市
管理職を目指すステップアップ講座	庁内人選	1	5	千葉市
管理職のためのリーダーシップ講座	庁内人選	1	3	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派遣先
地域住民の防災力向上 ～平時からの取組～	庁内人選	1人	3日	大津市
行政評価を核とするマネジメント ～予算・決算、総合計画への活用～	庁内人選	1	3	大津市
自治体におけるSNSの活用	庁内人選	1	3	大津市
アート(文化芸術)を活用した地域振興	庁内人選	1	3	大津市
自治体の中小企業支援	庁内人選	1	3	大津市
自治体の自立的な財政運営 ～制度と最新の動向～	庁内人選	1	3	大津市
保育士・幼稚園教諭のための保育行政 ～子育て支援施策の最新動向～	庁内人選	1	3	大津市
鳥獣被害と自治体の対応	庁内人選	1	3	大津市
住民との協働によるまちづくり ～まちづくりコーディネーターの役割と技術の習得～	庁内人選	1	5	大津市
滞納整理の実践と徴収マネジメント	庁内人選	1	5	大津市
児童虐待への対応	庁内人選	1	5	大津市
提案を実現するための技法	庁内人選	1	3	大津市
女性リーダーのためのマネジメント研修	庁内人選	1	5	大津市
人口減少社会におけるファシリティマネジメント	庁内人選	1	2	大津市
中堅職員リーダー研修	庁内人選	1	3	大津市
自治体職員のためのマーケティングの基本	庁内人選	1	3	大津市
シニアマネジャー研修 ～ダイバーシティの視点から～	庁内人選	1	3	大津市
女性リーダーのためのマネジメント研修	庁内人選	1	5	大津市
自治体職員のためのデータ分析の基本 ～分析から政策展開へ～	庁内人選	1	3	大津市
生涯学習によるまちづくりを考える	庁内人選	1	3	大津市
SDGsによる地域づくり	庁内人選	1	3	大津市

(6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市町村課長研修(第40期)	庁内人選	1 ^人	2 ^日	松山市
市町村係長研修(第84期)	庁内人選	1	4	松山市
市町村中堅職員研修	庁内人選	1	4	松山市
ファシリテーション	庁内人選	1	2	松山市
政策形成理論	庁内人選	1	3	松山市
民法	庁内人選	1	2	松山市
業務効率向上	庁内人選	1	2	松山市
地方自治法	庁内人選	3	2	松山市
問題発見・解決	庁内人選	1	2	松山市
文章力向上	庁内人選	2	2	松山市
法制執務	庁内人選	1	2	松山市
政策法務	庁内人選	1	2	松山市
危機管理(地震災害対策)講座	庁内人選	1	2	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	1	2	松山市

(7) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
生産性及び品質向上のためのコンクリート設計・施工	担当者	1 ^人	4 ^日	小平市
道路管理者のための橋梁維持補修	担当者	1	3	小平市
コンクリート構造物の維持管理・補修	担当者	1	4	小平市
建築工事監理Ⅱ	担当者	1	6	小平市

(8) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
新任担当者のための秘書業務	担当者	1 ^人	2 ^日	大阪市

(9) 愛媛県等派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	1 ^人	365 ^日	愛媛県等

(10) 人権教育

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
全国人権・同和教育研究大会	庁内人選	1 ^人	2 ^日	津市

(11) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1 ^人	4 ^日	弘前市他
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	秋田市他
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	新潟市他
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	紋別市他
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	佐久市他
地方創生特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	会津若松市他
防災・災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	盛岡市他
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	米沢市他

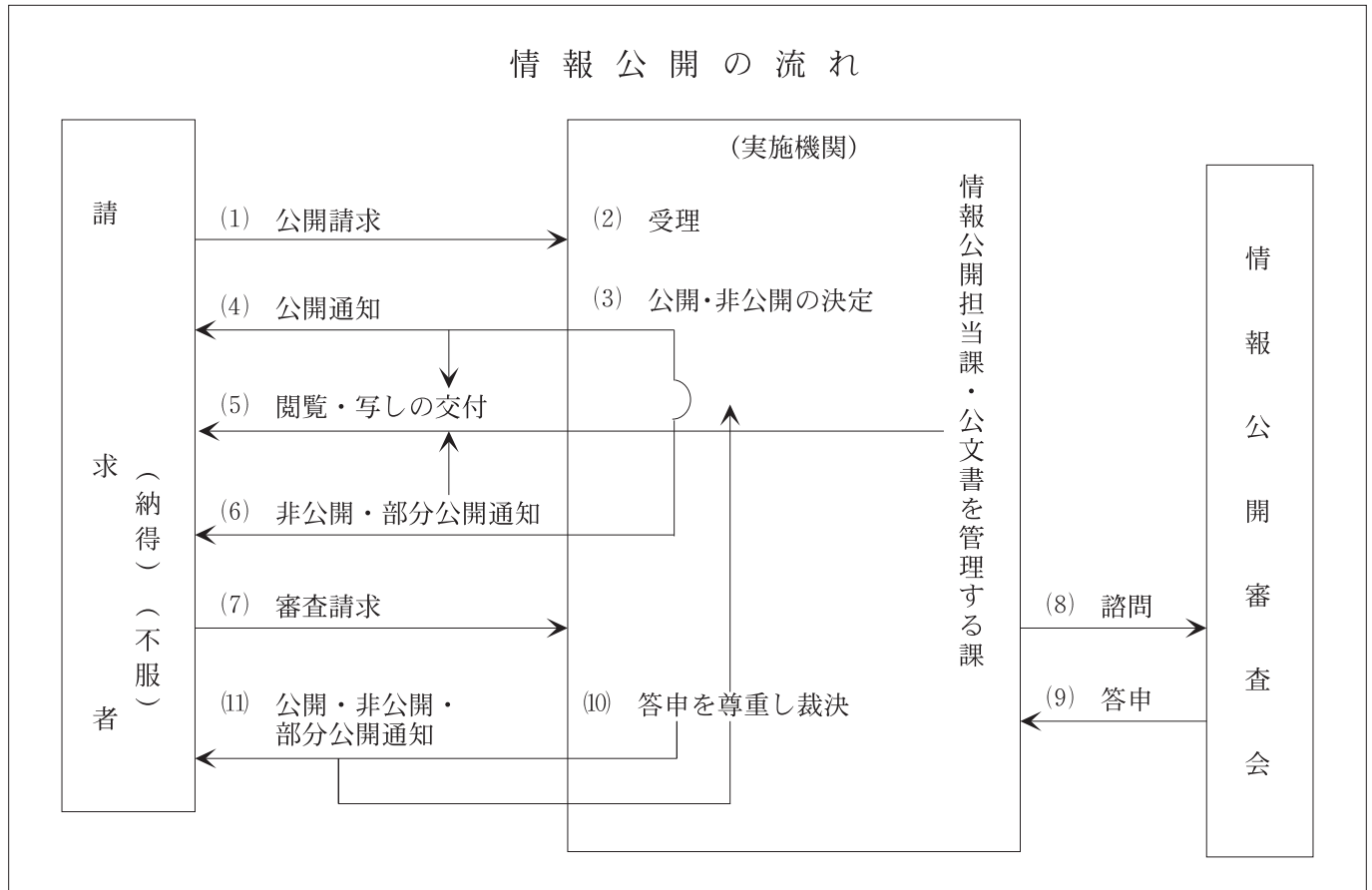
(12) その他

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
公務人材開発協会「給与実務研修会」	担当者	1 ^人	2 ^日	大阪市
四国自治体・中堅職員交流研修	希望者	1	2	徳島市
全国市長会「人事管理研修会」	担当者	1	2	東京
第41回 RYLAセミナー	担当者	1	4	香川県土庄町
課題解決型公務員育成研修	担当者	1	2	高松市

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するために、市が保有している行政情報（公文書）を広く公開・提供するもので、平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続



(2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。

公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

実施機関	30		令和元	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	27	13	16	10
部分公開	10	4	21	3
非公開	0	0	0	0
不存	0	0	2	1
却下	0	0	0	0
審査請求	0	1	0	0
合計	37	18	39	14

注：実施機関とは、市長（上下水道局を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市における個人情報の収集、利用、管理等について適正な取扱いを行い、個人の権利利益を保護するとともに、自己情報の開示、訂正及び利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報で特定の個人を識別できる全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

(2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき、出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要
注意情報については、行政事務執行上やむを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

(3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき、緊急かつやむを得ないときなどに限る。

(4) 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求ができる。

(5) 審査請求

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため、学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(6) 個人情報保護制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。令和元年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、580件である。

自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分	年度 実施機関	30		令和元	
		市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示		2	2	1	7
部分開示		3	4	5	1
不開示		0	0	0	0
不存在		0	0	1	1
取下げ		0	0	0	0
審査請求		0	0	0	0
合計		5	6	7	9

注：実施機関とは、市長(上下水道局を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

12 市史編さん

令和元年9月に決定した市史編さん基本方針及び刊行計画に基づき、歴史・自然科学各分野の専門部会を立ち上げ、専門委員を中心に市史資料の収集や必要な調査・研究を進める。

また、今回の市史編さんでは最初の刊行物となる(仮称)『新居浜市の歴史』を刊行し広く頒布することにより、郷土の歴史を知り、守り伝えていくことの大切さを伝えるとともに、市民の郷土に対する誇りと愛情を育むための取り組みとする。